

指令安環第190号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 安来市西赤江町643番地
氏名又は名称 有限会社 トータルクリーン
代表取締役 澤田 光男

再複写無効

平成30年9月11日付け申請の一般廃棄物処理業について、安来市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則第7条第3項の規定により、次の条件を付し許可する。

平成30年9月14日

安来市長 近藤 宏 樹



1 事業の範囲

一般廃棄物収集運搬業

安来市全域（但し、伯太地域のし尿及び浄化槽汚泥を除く）

積替え、保管場所：安来市西赤江町643番地
面積：85.8㎡
保管上限：30㎡

2 許可する期間

平成30年10月1日～平成32年9月30日

3 許可条件

- (1) 裏面記載の遵守事項のとおり
- (2) 法律又は規則に関する違反をしたときは、その許可を取り消し又は期間を定めて、その全部若しくは一部を停止する。

再複写無効

遵守事項

- 1 収集運搬については、廃棄物の飛散及び流出がないように被覆等をして適切に運搬すること。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、安来市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則、その他関係法令を遵守すること。
- 3 廃棄物の運搬用車両について、常に清潔に努め、過積載等道路交通法に違反しないようにしなければならない。運搬途中落下した場合には、自らの責任で処理しなければならない。
- 4 市の指示に従い、一般廃棄物の運搬量、排出元、搬入先等を報告すること。
- 5 許可業者であることに自覚をもち、環境衛生の向上に努めるとともに、市が行う廃棄物施策に積極的に協力すること。

以下余白